国民健康保険特定疾病認定申請書

受付	入力	（照合）

船橋市長あて

注意事項及び医師の意見等による証明を確認の上、次のとおり申請します。

被保険者証記号番号		船	電話番号	ー　　ー
世　帯　主	住　　所	船橋市		
	氏　　名		個人番号（マイナンバー）	
	申請日※	年　　月　　日	※申請月の初日から適用され、さかのぼって適用されませんので、ご注意ください。	
特定疾病認定対象者	氏　　名		生年月日	年　　月　　日
	続　　柄	世帯主からみて ＿＿＿＿	個人番号（マイナンバー）	
特定疾病名 ※該当の特定疾病名に☑をしてください	☐　人工腎臓を実施している慢性腎不全 ☐　血友病 （ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は、先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 ） ☐　抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 （ HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る ）			

医師の意見欄 ※医療機関が記入してください	上記の特定疾病にて特定疾病認定対象者が診療を受けていることに相違ありません。 年　　月　　日 医療機関　名　称 所在地 医師名・印　　㊞

【注意事項】

1．医師の意見欄の証明は、他保険者の特定疾病療養受療証等で証明を省略することができます。証明の省略が可能な書類については、事前に船橋市役所国保年金課にお問い合わせください。

2．未申告者が世帯にいる場合の自己負担限度額（慢性腎不全の場合）は、６９歳以下は２万円として判定されます。また、転入等により所得区分が不明な場合は、未申告者と同様の扱いになることがあります。事前に船橋市役所国保年金課にお問い合わせください。

3．窓口申請では、保険証（特定疾病認定対象者または国保加入世帯主）が必要となります。太枠内のすべてを記入、医師の意見等による証明を確認し、申請書を提出してください。ただし、個人番号が不明等により、記入ができない場合は、記入無しでも受付いたします。

4．窓口交付は、国保年金課（船橋市役所本庁舎１階）または船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル５階）となります。入院等により窓口に来ることが難しい場合は、郵送にて対応いたしますので、船橋市役所国保年金課にご相談ください。

【お問い合わせ先】船橋市役所国保年金課　特定疾病（とくていしっぺい）認定担当　電話：047-436-2395

証明確認 ※別紙は写しを添付	意見欄・特定疾病証 （　　）	自己負担限度額 ※慢性腎不全の場合	69 歳以下：1 万・2 万・未 2 万 70 歳以上：1 万	交付方法	窓口・郵送 不可
保険証確認	対象者・世帯主	来庁者	対象者・世帯主 （　　）	本人確認書類	免・保・個・パ （　　）

案内	☐ 慢性腎不全の場合のみ：障害福祉課（ 身体障害者手帳の対象となる可能性があるため ） ☐ 70 歳以上のみ：75 歳まで有効で更新がないため、有効期限に ****** 印字あり